

# 2012年度ドコモ留学生奨学金(渡日前採用) 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(理事長 中村 維夫氏、NTTドコモグループが設立したNPO法人 以下「ドコモMCF」という。)のご支援により、「2012年度ドコモ留学生奨学金」(以下「奨学金」という。)の渡日前採用の受給者を下記により募集する。

## 記

### 1. 目的

この奨学金は、渡日前に奨学金の採用決定をすることにより、アジア地域からより優秀な私費外国人留学生を受入れるとともに、入学後の経済的不安を緩和し、その学業成就に寄与することによって、アジア諸国との友好な関係を築く一助とするものである。

### 2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者であるドコモMCFは、21世紀のマルチメディア社会において情報通信の発展とともに豊かで健全な社会を実現するため情報通信分野における人材の育成及び研究の促進、留学生に対する支援を通じた国際協力の推進並びに社会福祉の増進等、幅広い分野への支援活動を通じて社会全体の利益に寄与することを目的に活動している。

ドコモMCFは、アジア地域からの留学生への支援を通して、日本への理解を促進し、日本とアジア諸国との良好な友好関係構築に資することを趣旨として資金を提供し、これまでの渡日後採用の奨学金に加えて、渡日前に奨学金の採用決定を行う奨学金を拡充することになった。

### 3. 応募資格

応募することができる者は、別途指定する国内の大学に海外から出願し、その大学の入学試験に合格した者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 指定の国内大学に設置される大学院修士課程(博士前期課程)1年次に入学予定の私費外国人留学生で、次のいずれかの分野を専攻する者
  - ア. 通信技術、情報処理技術及びこれに関連する部門を専攻する者
  - イ. 人文・社会科学等の部門を専攻する者で、研究に「通信や情報処理」が活用されると大学が認める者  
(注)イを専攻するものは願書の「留学計画(2)大学院での研究内容」の欄に研究手法としての通信や情報処理活用の考え方を明記すること。
- (2) インド、バングラデシュ、フィリピンのいずれかの国の国籍を持ち、その国所在の大学を卒業、または卒業予定の者。
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者
- (4) 入学予定の国内大学の長の推薦を受けることができる者  
(注1)「指定の国内大学」とは、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。  
(注2)大学院修士課程に在籍する間、他の機関、団体等から奨学金等の支給を受ける者は、応募をすることができない。

### 4. 採用人数

2012年度の採用人数は6名程度とする。

### 5. 奨学金等

- (1) 奨学金月額額は、160,000円とする。
- (2) 上記月額奨学金とは別途、入学一時金として、100,000円を支給する。

### 6. 支給期間

2012年4月～2014年3月とする。

## 7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、最終出身大学を通じて、入学予定の国内大学に提出するものとする。
- (2) 国内大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8に掲げる推薦書類を、本協会理事長に提出するものとする。なお、推薦いただく応募者の国籍及び人数については別途指定することとする。

## 8. 推薦書類

- (1) 願書(別紙様式1) 1通
  - (2) 応募者の写真(最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1葉
  - (3) 国内の大学の長による応募者推薦書(別紙様式2) 1通
- (注)「大学院での研究計画」及び「推薦理由」は日本語で指導教官等が記入すること。

## 9. 推薦締切期日

募集大学と協議した期日とする

## 10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について書類審査の上、ドコモMCFと協議のうえ受給者を決定し、採用者には入学予定の国内大学を通じて通知する。

## 11. 奨学金の支給

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

## 12. 注意事項

- (1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
  - ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
  - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (3) 受給者が奨学金の支給期間中に、次のいずれか一つに該当した場合には、途中で奨学金の支給を打ち切ることがある。
  - ア. 大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合
  - イ. 大学を休学又は長期欠席、また留年した場合
- (4) 受給者は、奨学金支給期間中の学習・研究状況を、毎年、在籍大学を通じて、理事長に報告しなければならない。
- (5) 受給者は、奨学金提供者(ドコモMCF)主催の受給者交流会(年2回程度)及びインターンシップ(2年間に1回程度)に参加することとする。

## 13. 個人情報の取扱いについて

奨学金の推薦書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、本協会の業務目的以外には利用されません。

## 14. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL:03-5454-5274

FAX:03-5454-5242

E-mail:ix@jees.or.jp